

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

◎…良好
○…概ね良好
△…やや低調

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次						R3年度の取組結果・状況	進捗状況		R3年度の課題	
						前期			後期				◎○△	左記理由		
						R3	R4	R5	R6	R7	R8					R9
かけがえのないみどりを守るための施策	風致地区や自然公園区域等の保全	51	都市計画課	本市では三上山から鏡山一帯の森林を「三上風致地区」として指定しており、良好な景観や環境の保全を目的に、「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例」及び「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」に基づき規制指導を行っている。	今後も引き続き風致地区内において行われる建築等の行為については「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例」及び「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」に基づき規制し、良好な景観の保全及び確保に努める。	「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく指導						風致地区内において行われる建築等の行為について、条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。	◎		条例及び施行規則に基づく事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討をしていく必要がある。	
		51	農林水産課	保安林区域の保全に努めている。	保安林区域の保全を図る。	保安林区域の指定継続・保全						保安に努めている。	◎		特になし。	
	51	企画調整課	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園が、希望が丘文化公園の管理・運営やイベントの実施等に取り組まれている。	希望が丘文化公園運営推進協議会にて意見交換を行い、希望が丘文化公園のさらなる活性化に努める。	希望が丘文化公園運営推進協議会における意見交換						希望が丘文化公園運営推進協議会にて意見交換を行った。	◎		希望が丘文化公園の運営状況を鑑み、さらなる活性化に向けた意見を提示する必要がある。		
	51	文化財保護課	永原御殿跡の「本丸」・「二の丸」は、鬱蒼とした竹林の状態であり、立ち入ること自体が困難な状況である。今後は国指定史跡として構成要素や環境を保全しつつ、市民による歴史学習の場として整備していく必要がある。	令和3年度に整備基本計画を策定し、令和4年度には基本設計を策定する予定。以後は、実施設計と整備工事を併行して進めていく。	整備基本計画策定	基本設計策定	発掘調査・活用事業				3月に「史跡永原御殿跡整備基本計画書」を策定・刊行。事業の過程で、竹林の一部で伐採・整理を行った。	◎		竹林の整理は部分的に留まり、来年度以降も継続が必要。		
	里山の利活用と保全	52	農林水産課	森林組合と漁業者が共同で取り組む、「漁民の森づくり」を開催している。	森林組合と連携した森林資源としての有効活用に努めるとともに、漁業者と一緒に植樹活動、森林法による適切な指導等により、今後もその利活用と保全に取り組む。	森林組合との連携による利活用と保全						3/5(土)に「漁民の森づくり」を開催し、大藤原地先にてコナラと桜の苗木を植樹。森林組合と漁業関係者等、計132名が参加。	◎		植樹後の苗木の保全を考慮し、良質な堆肥の確保等を検討する必要がある。	
52		環境課	野洲市環境基本計画の基本目標3「里山から琵琶湖につながる自然環境づくり」における「里山を守り育てるプロジェクト」により、同計画推進会議(愛称:「えこっち・やす」)の山部会が里山の保全を精力的に取り組んでいる。	野洲市環境基本計画は令和9年度より第3次計画となるが、里山の保全は継続する見込みであり、同計画推進会議の山部会による活動も継続して支援する。	環境基本計画推進会議(えこっち・やす)の山部会による里山の保全活動支援			第2次野洲市環境基本計画			第3次野洲市環境基本計画			山部会による活動として、里山・林道の保全作業や里山に親しむイベント、他団体との協働・交流活動など全71回実施した。また新型コロナウイルスの影響で中止となったイベント等あったが、感染対策を講じながらも活動を実施した。 ①里山・林道の保全作業(49回)543名参加 ②里山に親しむイベント(6回)177名参加 ③森づくり塾、小堤山裾の古墳周辺遺跡見学会(6/5)35名参加 ④森づくり塾、リース・ツル電作り(12/5)23名参加 ⑤植物観察(3回)30名参加 ⑥タコガエル調査(2回)15名参加 ⑦他団体との協働活動(3回)34名参加	◎	
鎮守の森の保全	52	文化財保護課	鎮守の森としても重要な名勝兵主神社庭園は、整備後20年が経過して朽損が進行し、再整備の必要性が生じている。また、市内に点在している寺社における樹木・樹林についても、自然景観の重要な構成要素として保全していく必要がある。	名勝兵主神社庭園は、再整備に向けて事業者による保存活用計画の策定を支援していく。その他市内寺社の樹木・樹林は、現在も行われている地元による維持管理活動を支援していく。	兵主神社庭園保存活用計画の策定	兵主神社庭園再整備の取組み支援 その他の寺社の自然環境保全の取組み支援					2年間計画されている保存活用計画策定事業の1年目が終了。オブザーバーとして必要な策定支援を行った。	◎		名勝兵主神社庭園は、平成14年に完了した整備から20年が経過し、一部の劣化やサギによる被害等が課題となっている。保存活用計画策定に向け、神社・庭園の本質的価値の検討を進める必要がある。他の寺社の森林についても保全を支援する必要がある。		
	Pick Up!	52	都市計画課	現在野洲市には市を代表するような巨樹巨木があり、地域による維持管理がなされている。しかしながらその存在が知られていないものや、枯死しているものもあることから、貴重な樹木については保存を検討していく必要がある。	市内に存在する地域の自然・歴史・文化からみて良好な景観の形成に寄与する重要な巨木については、「野洲市景観計画」に基づく景観重要樹木等の指定を検討する。	課題整理	景観審議会の諮問・景観計画の改訂	制度運用(景観重要樹木の指定)				「野洲市みどりの基本計画」で、市内の巨樹・巨木を整理した(基本計画P.19,20)。市内の景観重要樹木等の指定の課題整理までは行っていない。	○	次年度以降、景観重要樹木等の課題整理に着手する予定であるため。	市内の巨樹・巨木の現地調査と、景観重要樹木等の指定手続きについて確認が必要である。景観重要樹木等の指定の必要性も含めて課題整理が必要である。	
古墳など歴史資源周辺の緑の保全	52	文化財保護課	古墳公園や博物館に隣接した森林は、歴史と自然が一体となった憩いの空間であるが、限られた予算や人的資源によって維持していく必要性に迫られている。	限られた予算・人的資源を有効に活用しつつ、歴史遺産とともに市民に憩いと癒いを与える場として情報発信に努めていく。維持・管理についても持続可能な新しい方法・手段を検討していく。	継続的な維持管理に努めながら、歴史遺産とともに市民に憩いと癒いを与える場として情報発信を行っていく。						史跡公園は、来訪しやすいよう植栽等の日常管理に努めた。古墳の石室特別公開を11月3日に実施した。	◎		園路等で周遊に支障となる樹木の繁茂は適宜伐採を継続して維持管理する必要がある。		
琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全	53	環境課	野洲市環境基本計画の基本目標3「里山から琵琶湖につながる自然環境づくり」における「びわ湖を守るプロジェクト」により、同計画推進会議(愛称:「えこっち・やす」)のびわ湖の水と地域の環境を守る会等が琵琶湖岸のヨシ植栽を継続して取り組んでいる。琵琶湖畔の緑地等については、国や県などで日常の管理が行われている。	ヨシの植栽を継続し、ヨシの生育状況の検証やヨシの利用方法を検討する。	琵琶湖岸のヨシの植栽活動支援(ヨシの生育状況の検証、ヨシの利用方法の検討)						びわ湖の水と地域の環境を守る会として、琵琶湖岸にヨシを植栽し、湖岸の侵食防止や水質浄化等に努めた。 ①ヨシ群落再生・松林保全活動(11/6)218名参加1500株を琵琶湖岸に植えた。 ②中主小びわ湖環境学習(12/6)100名参加約200株を琵琶湖岸に植えた。	◎		ヨシの利用方法の検討が必要である。		

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

◎…良好
○…概ね良好
△…やや低調

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次						R3年度の取組結果・状況	進捗状況		R3年度の課題							
						前期			後期				◎○△	左記理由								
						R3	R4	R5	R6	R7	R8					R9	R10	R11	R12			
緑	野洲川緑地、吉川緑地(湖岸緑地中主吉川地区)の維持・管理	53	都市計画課	野洲川緑地及び吉川緑地(湖岸緑地中主吉川地区)については、滋賀県決定の都市計画緑地であることから、滋賀県において日常の維持管理がなされている。	野洲川緑地及び吉川緑地(湖岸緑地中主吉川地区)について、自然環境や生物の生息空間として市内において貴重なものであることから、今後も引き続き適正な保全や維持管理について滋賀県に働きかける。 また、吉川緑地については、公園としての機能を有していることから、今後は施設の充実に向け滋賀県に要望していく。										野洲川緑地では、野洲川河川公園において、自然・環境保全に配慮した管理をした。 吉川緑地の施設の充実に向け、施設の適正管理と遊具の設置等滋賀県に要望した。	◎		吉川緑地は平時、閑散としているため、活用できる方策を、滋賀県と考える必要がある。				
	水路の活用	54	農林水産課	農業用水路もかつては、市内を水路が縦横に走り船運を利用した農業が営まれていたが、農業の近代化にともない水路が埋め立てられるなどの効率化が図られてきた。 一方では、農業用水路や田んぼを利用した魚のゆりかご水田プロジェクトのような取組みも行われている。	今後も、集落内水路等での親水空間整備や、多様な生態系が育まれる空間となるような水田・農業排水路などの環境にやさしい整備を推進する。											◎		多面的機能推進事業への取組面積の拡大を図る必要がある。				
	農地の保全	54	農林水産課	野洲川下流地帯の肥沃な土壌、豊富な用水に恵まれた環境で美しい田園風景を形成している。 社会情勢の変化や地域の実情に応じ、保全する区域と開発する区域の明確化が求められている。	「野洲市農業振興計画」に基づき、優良農地の保全や農村景観の維持、人と生態系にやさしい農業を推進する。													◎		環境保全型農業への取組面積の拡大を図る必要がある。		
	観光農園、貸農園としての活用	54	農林水産課	都市農地の宅地化	市内の地域住民の身近なオープンスペースの場などとして、市街地や市街地に隣接する農地の観光農園、貸農園としての活用を促進する。													○	観光農園とまでは至っていない。	市街地農地の現状把握		
黄	身近な公園の適正配置	55	都市計画課	現在市内には197箇所の公園があるが、開発によりできた地域の公園や規模が小さい都市公園が大半であり、公園施設の老朽化や管理水準の低下が進むと同時に、少子高齢化や生活スタイルの変化などにより「施設に限られ、利用されない」「施設の老朽化」「日常管理上の苦情」など、多くの課題を抱えている。	公園の配置状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定し、検討を進める。 また、長期間未整備となっている都市公園については、上記の公園再編計画に基づき、必要性・代替性・実現性等を評価し、都市計画決定の見直しや、再整備に向けた取組みにかかる検討を行っている。													○	令和4年度に利用実態調査及び公園再編計画の作成を業務委託により実施する準備をした。	公園再編に向けたスケジュールを整理する必要がある。 公園の廃止について、根拠を整理する必要がある。		
	公園緑地の再編と再生	56	都市計画課																○	令和4年度に利用実態調査及び公園再編計画の作成を業務委託により実施し、令和5年度の公園施設長寿命化計画につなげるため。	公園の廃止について、根拠を整理する必要がある。	
	長期未整備公園の見直し	56	都市計画課	また、都市公園においては都市計画決定後から時間が経過し長期間未整備状態で、今後も整備予定がないものも存在していることから、公園の代替性の評価や配置状況等を含めた見直し検討が必要である。																○	令和4年度に利用実態調査及び公園再編計画の作成を業務委託により実施し、令和5年度の公園施設長寿命化計画につなげるため。	交付金活用のための条件を確認する必要がある。
	公園施設の長寿命化の推進	57	都市計画課	既存の都市公園の公園施設については、整備後時間が経過していることから、全体的な老朽化が進んでおり、地元でのメンテナンス等の維持管理や管理コストについても課題がある。	公園施設の安全性の確保、維持管理のコスト削減を図るため、市内都市公園施設の長寿命化計画を作成する。														○	令和4年度に利用実態調査及び公園再編計画の作成を業務委託により実施し、令和5年度の公園施設長寿命化計画につなげるため。	交付金活用のための条件を確認する必要がある。	
黄	地域による維持管理	57	都市計画課	地域の公園や緑地については、地元やシルバー人材センター、NPO団体等により日々の維持管理がなされている。 地域の担い手不足やシルバー人材センターの高齢化に伴い、今後は日常の維持管理にも影響が出ることが予想される。	適正な維持管理が引き続き図れるよう、委託業務等の作業内容についても検討を行う。														◎		シルバー人材センターに委託している作業内容の確認と進捗管理の徹底が必要である。	
	新規都市公園の整備	58~60	都市計画課	現在市内における一人当たりの都市公園面積は、目標とする10㎡/人を満たしておらず、近隣市町と比べても都市公園の供用率が低い状況である。 また、みどりの基本計画作成時における市民アンケート調査の結果においても市内の公園に対して「魅力的な遊具がない」「施設が老朽化している」「面積が狭い」等の意見が多くあり、快適な生活環境や子育て環境の充実のためにも、新たな都市公園の整備が必要である。	市街化区域については今後人口が増えることが予想されることから、「都市計画マスタープラン」において産業系域大市街地圏域に位置づけられた地域に子育て支援機能・防災機能等を備えた都市公園を新規整備していく。														○	今後、新規都市公園の整備を具体化させていくため。	新規公園面積も含めて、市内における一人当たりの都市公園面積を確保する必要がある。 交付金活用のためには、「野洲市みどりの基本計画」において、新規公園を緑化重点地区に位置づける必要がある。 都市公園の整備の際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した公園整備を検討する。 その他、交付金活用のための条件を確認する必要がある。	

Pick Up!

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

◎…良好
○…概ね良好
△…やや低調

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次										R3年度の取組結果・状況	進捗状況		R3年度の課題
						前期					後期						◎○△	左記理由	
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
策	野洲川河川公園の維持管理の充実	60	都市計画課	当該公園については従来より市内のNPO法人により指定管理者制度に基づく公園緑地の維持管理に努めていただいている。 公園施設についてさらなる充実を求める声もあるが、当該公園は、野洲川の洪水敷にあり、国から占用許可を受けて利用している施設であることから、施設整備の自由度が制限されている現状である。	引き続き指定管理者制度による公園緑地の維持管理を行うとともに、公園の機能分担についても検討していく。 また、施設の老朽化が進んでいるため、公園長寿命化計画に位置付けることにより、施設の維持補修に努める。	指定管理者制度による維持管理					公園施設長寿命化計画作成 指定管理者の 指定管理者制度による維持管理 公園施設長寿命化計画にもとづく公園施設の修繕等					当該公園については指定管理者である市内のNPO法人と併に公園緑地の維持管理に努めた。 令和5年度の公園施設長寿命化計画の策定に向け、その前提となる公園再編計画の作成及び利用実態調査を令和4年度に実施するための準備をした。	◎		老朽化した施設について、長寿命化計画に基づく維持管理により、ライフサイクルコストを削減する。
	民間活力の活用	61	都市計画課	野洲川河川公園ではきめ細かく市民サービスに対応し、柔軟性のある施設運営を図り民間活力の活用を図るため、指定管理者制度による公園管理を行っている。	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応するとともに、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理を行っていく。 また、今後新規の都市公園の整備の際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した公園整備を検討する。	指定管理者制度による維持管理					指定管理者の見直し 指定管理者制度による維持管理					野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応するとともに、市民満足度の向上を図ることを目的に、指定管理者である市内のNPO法人と併に公園管理に努めた。	◎		市の施設であるため、監査をすることにより業務改善を図る。
	公共施設の率先的な緑化	63	総務課	公共施設敷地内は緑化が進んでおり、適宜剪定や除草作業を実施している。剪定や除草等の維持管理に係る外部委託の費用や負担が増加傾向にあり、適切な時期での維持管理が実施できていないという課題がある。	草木の成長度合いを都度点検することで適切な時期に維持管理（除草・剪定）を継続的に行う。除草作業については草木が最も成長する4月から10月に実施、剪定作業については10月から2月に実施する。 年間を通じて維持管理を実施することで公共施設の景観向上、また台風等の災害時の倒木被害防止に繋げる。	適切な時期での継続的な維持管理(除草・剪定)										業務委託や直営により年間を通して適切な維持管理が実施できた。	◎		公共施設の景観向上を主目的の一つとして維持管理を実施しているが年間を通じた計画時点で議会開催時等の来行者が増加する傾向を把握し、管理を行っていないことが課題である。
身	道路の緑化	63	道路河川課	街路樹については、整備後数十年経過し樹木の径化・老齢化により、剪定や除草の維持管理に係る費用や手間が増大傾向にある。このため、適切な時期・範囲で維持管理が実施できない路線が存在し、枝葉の垂れ下がりや歩道の根上がり発生など、安全な道路空間の確保が課題となっている。また、台風等自然災害による倒木や電線との交錯、害虫発生など周辺住環境への影響も発生している。	適切な時期に維持管理を行うため、街路樹の定期的な点検を実施し、効果的な剪定や除草に努める。また、台風等自然災害による倒木被害を防止するため、沿道状況に配慮した伐採、更新を進め、新規道路の緑化については、バリアフリーなど歩行空間を確保したうえで、低木・地被類などリスクの少ない植栽整備を検討する。 そのほか、街路樹の維持管理を周辺自治会、各種団体など地域住民協働による活動が実施可能かどうか検討し、取組みの中で緑化への理解を深めることに努める。	維持管理 植栽整備・協働活動に対する課題整理 計画策定 事業・活動の実施新たな課題の整理										路肩の除草や街路樹の剪定など維持管理をシルバー人材センター、NPO団体等と実施した。 適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について協議した。また、倒木の恐れのある樹木については、伐木・撤去を進めた。シルバー人材センターの対応可能範囲や直営作業員による対応可能箇所など今後の課題整理を進めた。	◎		シルバー人材センターに委託している作業内容の確認と進捗管理の徹底が必要である。シルバー人材センターや直営作業でも対応できない箇所についての業務発注について検討する必要がある。 自治会や市民団体の高齢化による人材不足の懸念。都市部において協働活動が可能な範囲の検討が必要。（河川愛護活動でも活動できないとの報告が多く、今後さらに難しくなる事が予想される）
	学校施設の緑化	63	教育総務課	学校施設は様々な樹木により緑化されているが、一部の樹木において径化・衰弱化している。剪定等の維持管理に係る費用や手間が増加傾向にある。 維持管理のための予算が少なく、選定などの適切な管理が行えていない樹木が多数存在し、次のような課題がある。 ・台風等自然災害による倒木被害への予防措置対応 ・隣地への枝葉進入抑制 ・毛虫等の害虫被害抑制	台風等自然災害による倒木被害の予防と、隣地への枝葉進入を抑制するために、適時に伐採や剪定をすることにより、適切な維持管理に努める。	維持管理										適時に剪定をすることにより、適切な維持管理に努めた。	○	今年度の樹木剪定業務委託にて剪定を実施したが対応しきれない樹木も存在するため。	今年度の樹木剪定業務委託では未剪定としたプラタナス等、大径化した樹木の剪定・伐採が必要。

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

◎…良好
○…概ね良好
△…やや低調

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次						R3年度の取組結果・状況	進捗状況		R3年度の課題					
						前期			後期				◎○△	左記理由						
						R3	R4	R5	R6	R7	R8					R9	R10	R11	R12	
近なまちのみどりを育むための施策	周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市計画課	良好な景観形成を図るため、本市では全域を景観計画区域として定めており、特に必要があると認める区域を「重点区域」それ以外を「一般区域」と設定し、「野洲市景観計画」に基づく適正な景観指導を行っている。その他地区計画が定められている一部の地域においても良好な景観や緑地形成が図れるよう整備方針を定めている。	今後も引続き景観区域内での開発等の行為については「野洲市景観条例」及び「野洲市景観条例施行規則」に基づき指導を行うとともに、良好な景観の保全及び確保に努める。併せて、地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行う。									「野洲市景観条例」及び「野洲市景観条例施行規則」に基づく指導地区計画内での建築行為について、地区計画書に基づく景観指導	「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行った。	◎		より良好な景観形成を図るため、「野洲市景観計画」の基準等について、事業者と理解を深めてもらえるよう丁寧に説明を行っていく必要がある。地区計画についても基準等について、事業者と理解を深めてもらえるよう丁寧に説明を行っていく必要がある。条例及び施行規則に基づく事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討をしていく必要がある。		
		64	住宅課	良好な環境の確保を含め、調和のとれた土地利用及び秩序ある都市形成を図り、健康で文化的な都市の実現を目的としてつくられた「開発行為に関する指導要綱」に基づき開発指導を行っている。	宅地開発については継続して「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図っていく。									「開発行為に関する指導要綱」に基づく指導	「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。	◎		「開発行為に関する指導要綱」の基準等について、開発事業者と理解を深めてもらえるよう丁寧に説明を行っていく必要がある。		
		64	協働推進課	滋賀県条例「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、地域の緑化を推進し、自然と調和したまちづくりを推進する協定を締結した自治会等を支援している。	近隣景観形成協定を締結した自治会に対して継続的な支援を行うとともに、新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。											協定を締結した自治会に対する継続的な支援及び新たに協定を締結しようとする自治会の育成	協定を締結した自治会に対する継続的な支援を行うことができた。	◎		協定を締結していない自治会に対する制度の周知が課題である。
		64	環境課	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努めるよう指導している。	今後も条例に基づき、市民に対し、緑化の推進を啓発していく。											「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づく、緑化推進の啓発開発申請時の緑化指導	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努めるよう指導した。指導件数：18件	◎		緑化について、市民の理解を得られていると考えられる。
質の高い工場・事業所緑化の促進		65	商工観光課	設備投資に積極的な既存工場や新設工場に対して、「工場立地法」と「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、企業の工場敷地の有効活用、立地促進とともに、生活環境に配慮した緑地整備を進めるように対応している。	工場立地法の適用となる特定工場については、「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、工場敷地内の緑地を含む環境施設を確保することで、生活環境へ配慮するとともに、市内での工場立地の促進や既存の工場敷地の有効利用を図る。									「工場立地法」「野洲市工場立地法準則条例」に基づく指導	工場緑化を推進し、工場内外の環境整備に顕著な功績のある者を表彰する制度（全国みどりの工場大賞）で、本市が推薦した市内の1工場が、2021年度緑化優良工場等近畿経済産業局長賞を受賞された。表彰授与式が行われた工場には、近畿経済産業局長及び国、県職員と来訪し、緑化の取組みを見学した。工場緑化の推進は、工場敷地内のみならず、周辺環境の良好な関係を築き、社会との調和を促進した。	◎		「工場立地法」について、中には十分に制度を理解できずに質問される事業者がおり、丁寧に窓口で説明しているが、今後も、制度の理解を深めてもらえるよう、案内を行っていく必要がある。		
		65	環境課	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導している（工場立地法対象を除く）。	今後も条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことも検討する。									「野洲市生活環境を守り育てる条例」の緑化基準に基づく、緑地確保の指導（必要に応じ、基準の見直しを検討）	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、野洲市生活環境を守り育てる条例による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導した（工場立地法対象を除く）。指導件数：13件	◎		緑化指導をいぶかしがる事業主に対し、緑化の必要性を理解していただくのに労力を要したケースがあった。		
みどりの活動への支援		66	農林水産課	滋賀県緑化推進会との連携による苗木・花種の配布、滋賀県との連携による緑化に関する普及啓発活動を実施している。	滋賀県と連携して、緑化功労者の表彰、緑化推進に関するポスター、写真、作文募集や展示など、みどりに関する普及啓発活動を推進する。									苗木や花種等の配布による緑化推進（滋賀県緑化推進会と連携）緑化に関する表彰や普及啓発活動推進（滋賀県と連携）	みどりに関する普及啓発活動を県と連携して実施した	◎		ポスター等の作品募集に対する応募が少ない。		
		66	都市計画課	地元自治会や各種団体が主となり、地域の緑化活動に努めていただいている。今後は地域による維持管理について技術の伝達や費用不足等に伴い人材確保が困難になることが想定される。	良好な景観の形成に寄与する活動に対して、「野洲市景観条例」では景観重要樹木の保全のための技術的援助や費用助成について規定しており、これらの制度の適用を検討する。									景観重要樹木等の指定の検討	技術的援助や、費用の助成制度の適用には、景観重要樹木等を想定している。そのため、「野洲市みどりの基本計画」で、市内の巨樹・巨木を整理した（基本計画P.19,20）。市内の景観重要樹木等の指定の検討までは行っていない。	○	次年度以降、景観重要樹木等の検討業務に着手する予定であるため。	市内の巨樹・巨木の現地調査と、景観重要樹木等の指定手続きについて確認が必要である。景観重要樹木等の指定の必要性も含めて課題整理が必要である。		

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

◎…良好
○…概ね良好
△…やや低調

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計画年次						R3年度の取組結果・状況	進捗状況		R3年度の課題
						前期			後期				◎○△	左記理由	
						R3	R4	R5	R6	R7	R8				
市民とともにみどりの輪をひろげるための施策	みどりを担う人材の育成支援	66	農林水産課	人材育成を担う緑の少年団に対し、緑化にかかる活動を支援している。	補助金交付要綱に基づき、緑の少年団に補助金を交付することで、環境学習や緑の募金活動、植樹活動の支援を行う。	関係機関との連携および支援						緑の少年団の事業計画と実績報告を受けて、補助金の交付を行った。	◎		特になし。
		66	環境課	野洲市環境基本計画の基本目標1「安全で快適な生活環境づくり」における「まちなかの緑づくりプロジェクト」により、同計画推進会議（愛称：「えこっち・やす」）の緑の推進委員会による自然観察会や剪定講習会が行われ、自然や緑を学習する機会が創出されている。	野洲市環境基本計画は令和9年度より第3次計画となるが、まちなかの緑づくりは継続する見込みであり、同計画推進会議の緑の推進委員会による活動も継続して支援する。 第2次野洲市環境基本計画の中間見直し（令和3年度）により、後継者等の人材確保のための情報発信に取り組む。	環境基本計画推進会議（えこっち・やす）の緑の推進委員会による緑の活動支援 第2次野洲市環境基本計画（人材確保の情報発信） 第3次野洲市環境基本計画						緑の推進委員会による自然観察会や剪定講習会が行われ、自然や緑を学習する機会が創出された。 ①北野小学校対象カブトムシ幼虫観察会（5/25、6/15、6/25）346名参加 ②タケノコ採りイベント（6/12）75名参加 ③光と竹のカーニバル野洲青年会議所と共催 10/30-10/3・1,800名参加 ④秋のふれあいイベント（11/13）45名参加 ⑤樹木剪定講習会（3/14）	◎		タケノコ採りイベントや秋のふれあいイベントなどの参加者にアンケートで活動への参画の意向をたずねたところ、イベントへの出席はよろこばれているが、活動参画の意思を示す方はなく、今後の活動の担い手確保が課題となっている。
		66	都市計画課	市民活動団体が自然観察会・技術講習会等のイベント等を開催されており、自然と触れ合える機会の創出に努められている。	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を引き続き行うとともに、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりにも努める。	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援 みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等						みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりにも努めた。	◎		市民団体の高齢化による人材不足。
市民やまちづくり団体との連携	67	市民サービスセンター	市民活動団体が主体となって里山造りや緑地の整備をしている。地域の企業も賛同し活動に参加している。ただし地域が限定的で市内全域に広がっていない。 公園緑地を散策して季節の自然を楽しむ市民活動団体がある。	市内全域で里山造りや緑地の整備をする市民活動団体が出てくるように人材の育成を行う。 自然を散策して楽しむ団体の育成を行う。	現在活動している市民活動団体への継続的な支援及び新たな市民活動団体の育成						市民活動団体が主体となり、植樹等の緑化活動やビオトープ等の環境整備活動を定期的に行い、みどりに関する活動に参画する市民活動団体の参画を、パネルや紙芝居にして「やすまる広場」で紹介するなど、団体と行政が連携して市民への情報発信や他団体との交流の機会を持つことが出来た。	◎		新型コロナウイルス感染症拡大防止により、『緑化活動』に取り組む新たな団体や人材の育成には限界があったことから、コロナ禍でも可能な支援の方法を検討する必要がある。	
	67	企画調整課	滋賀県立大学とお互いに有する資源を活用し、まちの発展に寄与することを目的に、包括連携協定の締結を予定している。	滋賀県立大学と連携協定を締結し、既に締結している滋賀大学も併せて、市をフィールドとした現地学習や市の取組みへの協力を通じて、地域の活性化を図る。	滋賀県立大学や滋賀大学との連携協定に基づく、お互いに有する資源を活用した地域社会の発展や人材育成						滋賀県立大学と包括連携に関する協定を締結した。	◎		滋賀県立大学や滋賀大学との連携協定に基づき、具体的な連携事業を検討する必要がある。	
企業との連携	68	都市計画課	市内において活動されている市民活動団体が地元企業等と連携し自然保全活動に取り組まれている。	市内市外を問わずみどりの活動に興味がある企業については、市内の活動団体の活動内容の紹介や団体とのマッチングによる交流促進を行うことにより、市内の緑化活動への広がりに努める。	市内においてみどりの活動を行っている市民活動団体への支援 みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等						企業と連携して自然保護に取り組まれている市内市民活動団体への支援を行った。	◎		緑化活動に興味がある企業との連携。	
	68	環境課	「野洲市環境基本計画」の緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者と連携して取組みを進めている。	今後も事業者との連携を継続することを支援する。事業者を取組みの輪に入ってもらうことで、活動の後継者や人材の育成につなげたい。	みどりの活動における事業者の協力や参画促進による後継者や人材の育成						緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者等と連携して取組みを進めた。 ①オムロン(株)野洲事業所との協働作業（10/28） ②野洲青年会議所と共催で光と竹のカーニバル（10/30-10/31） ③JAレイク滋賀との協働作業（12/1、2/1）	◎		市内事業者との協働作業を通じての人材確保を継続する必要がある。	
	68	農林水産課	大磯原生産森林組合所有林において、「関岩淡海希望の森」が開設され、地域と協働で森林整備活動に取り組んでいる。	森林保全活動に取り組みたいと考えている企業に対し、生産森林組合を通じ活動フィールドの紹介をするなど、企業の森林保全活動を支援していく。	関係機関との連携 森林保全活動に関心がある企業を生産森林組合へ紹介						県からの情報等を生産森林組合へ情報提供を行った。	◎		特になし	
みどりに関する情報交流	69	広報秘書課	情報発信手段として、広報紙の発行を行い、多様な情報を発信・公開できるようホームページの運営管理を行っている。読みやすく、利用しやすい構造となるよう随時改善する必要がある。	多様な情報発信が求められることから、SNSを活用した情報発信手段を検討する。	情報発信手段の検討 情報発信手段の適正な運営管理						SNSを活用した情報発信が可能となるよう調査・検討を行った。	◎		LINEを活用した情報発信を行うため、適正な運営管理を行う必要がある。	